

住宅に係る照明設備における留意事項(1)

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断基準

平成21年 経済産業省・国土交通省告示第1号

4 照明設備に係るエネルギーの効率的利用

改正後	改正前
4-2 住宅に設ける照明設備（主として居住環境上必要な照明を確保するため屋内に設けられたものに限る。ただし、避難用、救命用その他特殊な目的のための照明設備についてはこの限りではない。以下4において同じ。）に関して4-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は4-3によるものとする。	4-2 住宅に設ける照明設備に関して4-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は4-3によるものとする。

住宅に係る照明設備における留意事項(2)

住宅の省エネルギー基準の解説

4章 共用空間の設備機器の省エネルギー性能評価方法

<正誤表>(抜粋)

H22.11.26制定

頁	訂正箇所	正	誤
151	上から 8行目	② 照明設備について、 従来は外構を含む全ての設備が対象であったが、対象の設備は屋内に設けられるものを半密閉の共用部に設置されるものや建築物とは切り離されて別途設置される外構等の照明設備、また救命用、避難用、その他特殊な目的のための照明設備を除く、居住環境上必要な照明を確保するため屋内の共用部分に設けられたものが対象となった。	② 照明設備について、従来は全ての設備が対象であったが、居住環境上必要なものに限り、救命用、避難用の照明については、対象外とされた。

住宅に係る照明設備における留意事項(3)

住宅の省エネルギー基準の解説

4.3 照明設備

頁	訂正箇所	正	誤
158	上から 15行目	<p>共同住宅の共用部分に設ける照明設備では、外気に対し開放もしくは半密閉の共用部に設置されるものや建築物とは切り離されて別途設置される外構等の照明設備、または避難用、救命用その他特殊な目的のための照明設備については評価の対象から外され居住環境上、必要な照明を確保するため屋内の共用部分に設けられたものが対象となった。</p>	<p>共同住宅の共用部分に設ける照明設備では、「明視性」の確保(全般照明)及び「明視性」と「快適性」の両方の確保(壁灯など:共同住宅では多く用いられる)を目的とした照明設備を対象とする。したがって、建築物内部(天井、壁)と、ポーチ、外壁など建築物のごく近傍の照明システムは対象となるが、建築物とは切り離されて別途設置される外構等の照明設備システムは、評価の対象から外される。</p> <p>平成21年の改正では、従来全ての照明設備が対象であったのが、居住環境上必要な照明を確保するため屋内に設けられたもののみが対象となり、避難用、救命用その他特殊な目的のための照明設備については、評価対象とならないことになった。</p>

住宅に係る照明設備における留意事項(4)

共同住宅の共用部分に設ける照明設備について

「住宅の省エネルギー基準の解説」の照明設備についての解説文が、H22.11.26制定の正誤表により訂正されたことに伴い、共同住宅の共用部分に設ける照明設備の対象範囲を以下のように取り扱うものとする。

	設置場所	設置場所(例)
対象とする照明設備	建築確認申請において床面積に算入する部分に設置するもの	エントランスホール、風除室、集会室、共用施設室、メールコーナー、管理室、屋内廊下、EVホール、屋内階段、機械室、倉庫等
対象としない照明設備	建築確認申請において床面積に算入しない部分に設置するもの	屋外階段*1、屋外廊下*2、ポーチ等

ただし、屋外階段、屋外廊下の一部が床面積に算入される場合でも、床面積に算入しない部分と同一照明区画である場合は、対象としない。

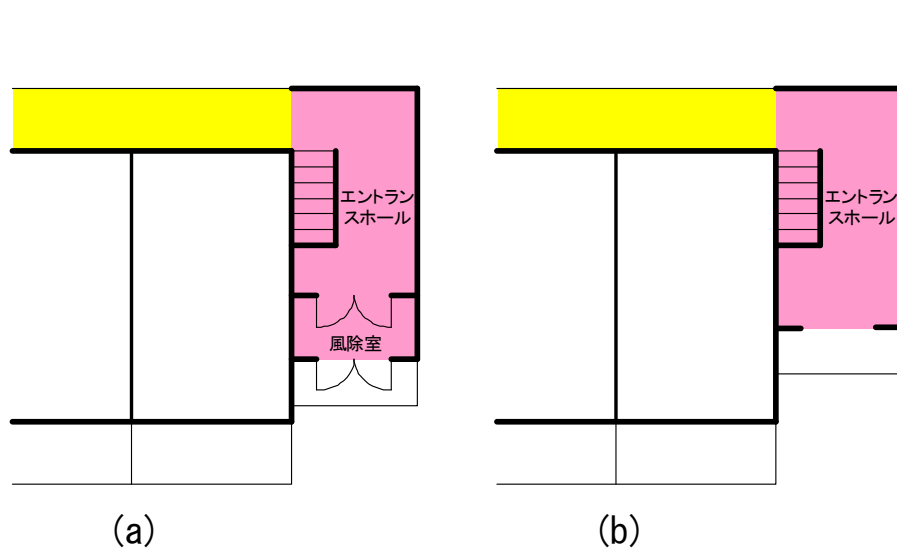
*1屋外階段…次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段

イ 長さが、当該階段の周長の二分の一以上であること。

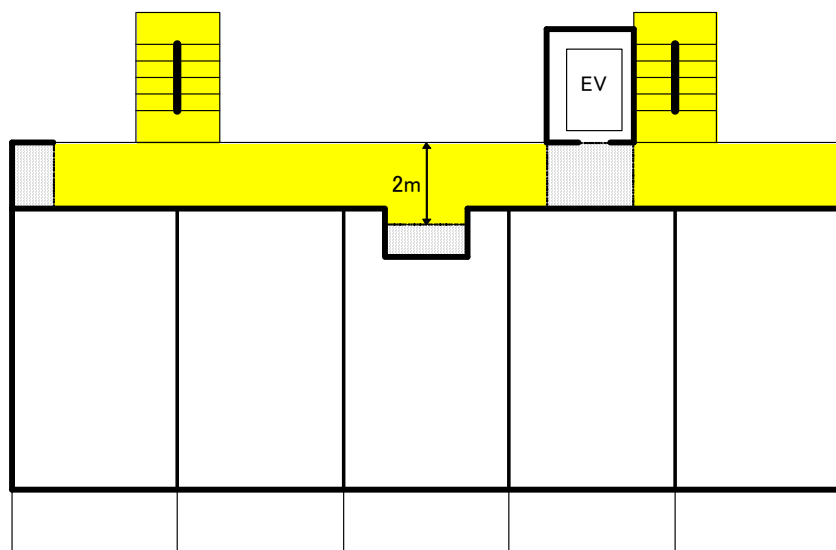
ロ 高さが、1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの二分の一以上であること。

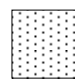
*2屋外廊下…外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井の高さの二分の一である廊下

住宅に係る照明設備における留意事項(5)



正誤表では半密閉の共用部は対象外とされているが、半密閉の定義が明確でないことから、床面積に算入するか否かで判断することとする。したがって、(a)のエントランスホール、風除室に設置される照明設備は、対象であり、(b)のように風除室や建具のないエントランスホールであっても、床面積に算入するので、対象とする。



 の部分は、床面積に算入するが、床面積に算入しない屋外廊下と同一照明区画である場合は、対象としない。